

愛知県労働協会開催の講座・セミナー等の受講者の皆さまへ

災害等が発生するおそれがあるとき等、以下の場合は講座、セミナー等(以下「講座等」という。)の開催を中止しますので、ご承知おきください。

① 講座等開始時刻の 3 時間前に講座等の会場地域に以下の警報等が発令されているとき。

〔 暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、大雪特別警報
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 〕

② 講座等開始時刻の 3 時間前に講座等の会場最寄り駅で計画運休が実施されているとき。

③ 講座等の開催時間内に上記①、②の状況に至ることが明らかと協会が判断したとき。

④ その他、別記の要件を満たしたとき。

※ 1 講座等の開催中止を判断したときは、その旨を当協会のホームページ「はたらくネットあいち」に掲載します。

※ 2 講座等を開催できなかった場合、原則、代替日を設けることとします。

なお、代替日に受講いただけない場合、有料講座においては受講料の返金は致しかねますので、予めご了承ください。

※ 3 講座等を開催できず、かつ代替日の設定もできなかった場合、有料講座においては受講料をお返しします。

公益財団法人愛知県労働協会
(総務課総務グループ：TEL052-485-7151)

【別記】

◎ 講座等の開催を中止する場合の要件

(1) 講座等の開始時刻の 3 時間前の時点で講座等を開催する会場の地域に暴風警報又は暴風雪警報が発令されているとき。

(2) 講座等の開始時刻の 3 時間前の時点で講座等を開催する会場の地域に大雨特別警報又は大雪特別警報が発令されているとき。

(3) 講座等の開始時刻の 3 時間前の時点で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されているとき。

(4) 講座等の開始時刻 3 時間前の時点で講座等を開催する会場の最寄り駅で運行される鉄道各路線のうち、いずれかの路線で天候等を理由とした計画運休が実施されているとき。ただし、各路線の内、東海旅客鉄道株式会社が運行する新幹線は除く。

(5) 講座等の開始時刻の 3 時間前から講座開始時刻までの間に上記(1)から(4)に掲げる状況に至ったとき。

(6) 複数の気象予報機関等の情報から、講座等の開催時間内に上記(1)

から(4)に掲げる状況に至ることが明らかと事務局長が判断したとき。

(7) 講師から天候及び交通事情等を理由に講座等の開催場所に到達することができないとの申出があったとき。

また、講師の体調不良等を理由とする場合も同様とする。

(8) 災害等発生後の復旧状況から、講座等を開催できないと事務局長が判断したとき。

(9) その他、不測の事態が生じ、講座等を開催できないと事務局長が判断したとき。

(10) 講座等の開催中に上記(1)から(3)に記載の警報、特別警報及び臨時情報が発令された場合又は(4)に記載の計画運休実施の発表があった場合は、原則その時点で講座等は中止します。